【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2025年2月28日提出

【ファンド名】 CBオープン

【発行者名】 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 菱田 賀夫

【本店の所在の場所】 東京都港区芝公園一丁目1番1号

【連絡場所】 東京都港区芝公園一丁目1番1号

【電話番号】 03-6453-3610

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【提出理由】

「CBオープン」(以下「当ファンド」といいます。)について、信託の終了に係る手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(イ)信託の終了の年月日

2025年6月11日(予定)

(当ファンドの信託の終了(繰上償還)に対し異議を申し立てた受益者の受益権口数の合計が2025年3月3日現在における当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合、信託を終了(繰上償還)します。)

(口)信託の終了に係る決定に至った理由

当ファンドの主要投資対象であるわが国のCB(転換社債)につきましては、市場規模の縮小により取引コストが上昇していることや銘柄選定時において投資候補銘柄を確保することが困難となる状況が想定されること等を踏まえると、今後当ファンドの基本方針に沿った運用が困難になる事態が想定されます。このような状況により、運用を継続するよりも資金を返還する方が受益者にとって有利であるとの結論に至ったため、当ファンドは投資信託約款第45条第1項の規定(この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき)に基づき、当該信託契約を解約し、信託を終了させるための手続きを行うこととしました。

- (八)法令に基づき信託の終了に係る決定に関する情報を発行者の発行する特定有価証券の保有者に対し 提供している場合又は公衆の縦覧に供している場合には、その旨
 - ・2025年3月3日付の日本経済新聞に当該繰上償還に係る公告を行います。
 - ・2025年3月3日現在の当ファンドの知られたる受益者に対し、信託終了(繰上償還)しようとする 旨、及び異議申立の手続き等を記載した書面を交付します。